

資料

洞爺湖町議会令和7年9月会議  
議案説明資料

洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿

(順不同・敬称略)

《功勞表彰》

氏名	年齢	功績等の概要	備考
高清水 直也	55歳	平成3年から令和6年までの33年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 平3.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 団員 平19.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 団員 平29.6～令6.9 【表彰歴】 平22 貢献賞（水難救難所救助員）
大平 浩	63歳	昭和63年から令和6年までの36年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 昭63.4～平11.9 西胆振消防組合虻田消防団 班長 平11.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 班長 平19.10～平22.5 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平22.5～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 部長 平29.6～令6.10
川村 修一	59歳	平成3年から令和7年までの34年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 平3.4～平15.10 西胆振消防組合虻田消防団 班長 平15.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 班長 平19.10～平26.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平26.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 部長 平29.6～令7.3
秋山 敏光	59歳	昭和62年から令和7年までの37年の永きにわたり洞爺消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合洞爺消防団 団員 昭62.7～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 団員 平19.10～平23.7 西胆振消防組合洞爺湖消防団 班長 平23.8～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 班長 平29.6～令7.3

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
大 廣 芳 博	60歳	平成7年から令和7年までの30年の永きにわたり洞爺消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合洞爺消防団 団員 平7.4～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 団員 平19.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 団員 平29.6～令3.3 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 班長 令3.4～令7.3
中 野 英 敏	71歳	昭和51年から令和7年までの49年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 昭51.3～平15.10 西胆振消防組合洞爺消防団 班長 平15.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平19.10～平29.5 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平29.5～令6.7 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 副分団長 令6.8～令7.5 【表彰歴】 平13 勤続表彰（消防団員）
秋 山 裕 司	67歳	昭和58年から令和7年までの42年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 昭58.4～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 団員 平19.10～平25.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 班長 平25.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 班長 平29.6～令7.5
内 海 雅 仁	57歳	平成4年から令和7年までの32年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 平4.11～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 団員 平19.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 団員 平29.6～令7.7

洞爺湖町税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 修学旅行の<u>高等学校以下の生徒及び引率者</u></p> <p>(入湯税の税率)</p> <p>第143条 入湯税の税率は、入湯客1人について、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般</p> <p>ア 宿泊客 1泊につき <u>100円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 修学旅行の<u>中学校生徒</u></p> <p>(入湯税の税率)</p> <p>第143条 入湯税の税率は、入湯客1人について、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般</p> <p>ア 宿泊客 1泊につき <u>300円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) <u>修学旅行の高等学校生徒及び学生</u> <u>日帰り又は1泊につき 75円</u></p> <p>(3) 略</p>

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に  
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長<u>又は洞爺湖町教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 町長<u>又は教育委員会</u>は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録さ</u></p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長_____が _____が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 町長_____は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

れていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、  
管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に  
関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自ら保有す  
るものを利用することができる。

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他  
の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を  
含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があっ  
たものとみなす。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第96号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第90号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	洞爺湖町単独住宅条例(平成24年洞爺湖町条例第23号)による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例(平成28年洞爺湖町条例第24号)による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	洞爺湖町定住促進住宅条例(平成28年洞爺湖町条例第27号)

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他  
の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を  
含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があっ  
たものとみなす。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
町長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第96号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第90号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町単独住宅条例(平成24年洞爺湖町条例第23号)による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例(平成28年洞爺湖町条例第24号)による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町定住促進住宅条例(平成28年洞爺湖町条例第27号)

長	による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 町 長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 町 長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 町 長	住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教 育委員 会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町 長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により

長	による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
町 長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
町 長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
町 長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により

	で定めるもの	算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの		で定めるもの	算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの			洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金	住民票関係情報・地方税関係情報・医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金	住民票関係情報・地方税関係情報・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料



	の支給に関する事務であって規則で定めるもの	の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障がい者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの		の支給に関する事務であって規則で定めるもの	の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障がい者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
3	洞爺湖町単独住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障がい者関係情報であって規則で定めるもの		洞爺湖町単独住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障がい者関係情報であって規則で定めるもの
4	洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例による子育て応援住宅	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの		洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例による子育て応援住宅	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

	の管理に関する事務であって規則で定めるもの			の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
5 町長	洞爺湖町定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	— 町長	洞爺湖町定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	— 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	— 町長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

であって規則で定  
めるもの

であって規則で定  
めるもの

洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案			現 行		
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>_____「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第12条第1項	略	略	第12条第1項	略	略
	略	略		略	略
第12条第2項	略	略	第12条第2項	略	略
第12条第2項第1号	略	略	第12条第2項第1号	略	略

第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	略	略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める

第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	略	略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める



(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

## 第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下\_\_\_\_\_「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

## 3 略

### 第2節 訂正

(訂正請求権)

## 第31条 略

(1)及び(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下\_\_\_\_\_「訂正請求」という。）をすることができる。

## 3 略

(訂正請求の手続)

## 第32条 略

## 2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下\_\_\_\_\_「訂正請求者」という。）に対し、相

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

## 第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

## 3 略

### 第2節 訂正

(訂正請求権)

## 第31条 略

(1)及び(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

## 3 略

(訂正請求の手続)

## 第32条 略

## 2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当

当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下\_\_\_\_\_「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下\_\_\_\_\_「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

(利用停止請求の手續)

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下\_\_\_\_\_「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

(利用停止請求の手續)

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。



## 第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

## 第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定\_\_\_\_\_その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ_____。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第19条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は</u></p> <p>_____、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く_____。)</p> <p>(部分休業_____の承認)</p> <p>第19条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする</p>

る。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

る。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間  
は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情  
は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第2条第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、同条例第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第2条第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、同条例第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第13条の規定は、部分休業について準用する。  
\_\_\_\_\_。

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第15条の2 任命権者は、洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第26号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下の項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家族の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせる</u></p>	



洞爺湖町立学校設置条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案		現 行	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
虻田中学校	<u>虻田郡洞爺湖町入江190番地8</u> <u>虻田郡洞爺湖町栄町59番地1</u>	虻田中学校	<u>虻田郡洞爺湖町入江190番地8</u>
洞爺中学校	略	洞爺中学校	略

洞爺湖町立学校設置条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案		現 行	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
虻田中学校	虻田郡洞爺湖町栄町59番地1	虻田中学校	<u>虻田郡洞爺湖町入江190番地8</u> <u>虻田郡洞爺湖町栄町59番地1</u>
洞爺中学校	略	洞爺中学校	略



北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
檜山振興局（10）	（略）、檜山広域行政組合 、北部桧山衛生センター 組合	檜山振興局（11）	（略）、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ 国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター 組合
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7（略）	（略）	1～7（略）	（略）
8（略）	（略）	8（略）	（略）
9 地方公務員災害 補償法（昭和42 年法律第121 号）第69条の規 定に基づく非常勤 の職員の公務上の 災害又は通勤によ る災害に対する補 償に関する事務	（略）、檜山広域行政組合 、北部桧山衛生センター 組合（略）	9 地方公務員災害 補償法（昭和42 年法律第121 号）第69条の規 定に基づく非常勤 の職員の公務上の 災害又は通勤によ る災害に対する補 償に関する事務	（略）、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ 国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター 組合（略）
10（略）	（略）	10（略）	（略）

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第1 (略) 桂沢水道企業団 <hr/> 檜山広域行政組合 (略)	別表第1 (略) 桂沢水道企業団 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 (略)

北海道市町村職員退職手当組合同約新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合		別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内～渡島管内	(略)	石狩管内～渡島管内	(略)
檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合____ ____、檜山広域行政組合	檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合、 江差町・上ノ国町学校給食組合、檜山広域行政組合
後志管内～根室管内	(略)	後志管内～根室管内	(略)

財産の取得について

- 1 取得物品 児童生徒学習用クロームブック
- 2 品名・数量等 **Lenovo 500e Chromebook Gen4s** 370台
- 3 取得価格 18,335,350円  
(うち消費税及び地方消費税の額1,666,850円)
- 4 取得方法 買入れ
- 5 取得先 札幌市中央区大通西14丁目7番地  
NTT東日本株式会社  
執行役員 北海道事業部長 茂谷 浩子
- 6 納入期限 令和7年9月末日
- 7 財源措置 北海道補助金(公立学校情報機器購入事業) 12,223千円  
一般財源 6,113千円
- 8 仕様明細 別添参照

## 【別紙】仕様明細 (ChromeOS)

項目	仕様	
	分類	詳細
端末本体	形状	コンバーチブル型
	メーカー/型番	Lenovo 500e Chromebook Gen4s
	OS	ChromeOS
	CPU	インテルプロセッサ-N100
	ストレージ	64GB
	メモリ	4GB
	画面	11.6型、マルチタッチ対応
	無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax
	周辺機器	ハードウェアキーボード タッチペン Lenovo 500e Yoga Chromebook Gen 4s ハードペンシル 500e Gen4s用
	カメラ機能	インカメラ アウトカメラ (オートフォーカス対応)
	音声接続端子	マイクロホン/ヘッドホン・コンボ・ジャック
	外部接続端子	USB Type-C3.2 Gen 2 ×2
	バッテリー稼働時間	約12時間
	重さ	約1.33kg
	耐久性・堅牢性	MIL-STD-810H準拠
	自動更新ポリシー	自動更新ポリシー期限2033年6月
端末管理機能 (MDM)	Chrome Education Upgrade	